

規制の事後評価書

法令の名称：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化

2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和

3 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加

規制導入時の区分：☒新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、農村振興局農村政策部農村計画課

評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化

<規制の内容>

農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農地の転貸を受けた者が毎年行う、機構への利用状況報告の義務付けを廃止する。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和

＜規制の内容＞

農業経営基盤強化促進法における農地所有適格法人に係る農地法の特例規定を拡充する。具体的には、経営改善計画に、グループ会社における関連事業者等の役員による認定農業者の役員の兼務を記載できることとし、当該経営改善計画が同意市町村の認定を受けた場合には、当該経営改善計画に記載された関連事業者等の役員を認定農業者の農業常時従事者たる役員として取り扱うこととし、農地所有適格法人の農業常時従事要件を特例的に緩和する。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒おおむね想定どおり
☐想定を下回るが、対応の変更は不要
☐想定を下回り、対応の変更が必要

＜行政費用の概況＞

☒おおむね想定どおり
☐想定を上回るが、対応の変更は不要
☐想定を上回り、対応の変更が必要

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☒おおむね想定どおり
☐想定を上回るが、対応の変更は不要
☐想定を上回り、対応の変更が必要

3 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加

＜規制の内容＞

農地転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加する。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☐おおむね想定どおり
☒想定を下回るが、対応の変更は不要
☐想定を下回り、対応の変更が必要

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☒おおむね想定どおり
☐想定を上回るが、対応の変更は不要
☐想定を上回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
農業者の事務負担の軽減	事前評価時	年に1回の利用状況報告を廃止することにより、7000円程度の負担軽減が見込まれる。 利用状況報告に必要な書類の記入や提出に要する費用（0.5日）：7000円程度 平成29年度販売農家総所得（1経営体あたり）526万円 ÷ 365日 × 0.5日 ≒ 7000円 （農林水産省「農業経営調査平成29年個別経営の経営形態別経営統計」より算出）
	事後評価時	機構への利用状況報告の義務付けを廃止したことにより、農業者の事務負担が軽減された。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 手続緩和に伴う農業者の負担	事前評価時	遵守費用は生じない
	事後評価時	遵守費用は生じない

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 手続緩和に伴う行政の負担	事前評価時	行政費用は生じない
	事後評価時	行政費用は生じない

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 手続緩和に伴い顕在化した負担	事前評価時	顕在化する負担は生じない
	事後評価時	事前評価時に意図していない負担は生じない

■ その他の負担

該当なし

2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和

<効果（課題の解消・予防）>

	算出方法と数値
--	---------

①農地所有適格法人の要件の特例的緩和	事前評価時	- 生産方法や経営ノウハウの共有により、認定農業者である農地所有適格法人の生産性は40%上昇する。 【積算】 - 農地所有適格法人に出資している法人の60kg当たり全算入生産費10,000円程度（A） - 認定農業者である農地所有適格法人の60kg当たり全算入生産費17,000円程度（B） - 役員の兼務によって、認定農業者である農地所有適格法人の生産性（B）が（A）と同水準になったと仮定すると、生産性は40%上昇する。 $(17,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \div 17,000 \text{ 円} \approx 40\%$
	事後評価時	- 生産方法や経営ノウハウの円滑な共有によってグループ会社内での技術移転が実現し、農地所有適格法人の生産性が向上した。 【具体的事例】 - 従来：乳量30kg／日 → 特例活用後：35kg／日 $\approx$生産性20%向上

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
該当なし	事前評価時	—
	事後評価時	—

■行政費用

		算出方法と数値
①要件緩和に伴い農業委員会が負担する費用	事前評価時	本特例は認定農業者である農地所有適格法人の要件を特例的に緩和したものであり、要件について農業委員会による確認の在り方が変わるだけで、費用自体が追加的に発生することはない。
	事後評価時	本特例は認定農業者である農地所有適格法人の要件を特例的に緩和したものであり、要件について農業委員会による確認の在り方が変わるだけで、新たな行政費用は生じておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①要件緩和に伴い顕在化した負担	事前評価時	—
	事後評価時	本改正は認定農業者である農地所有適格法人の要件を特例的に緩和するものであり、顕在化した負担は確認されていない。

■その他の負担

本改正は認定農業者である農地所有適格法人の要件を特例的に緩和するものであり、その他の負担は確認されていない。

3 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 担い手への農地の集積率	事前評価時	担い手が利用している面積(249 万 ha)／耕地面積(442 万 ha)×100＝ <u>56.2%</u>
	事後評価時	担い手が利用している面積(259 万 ha)／耕地面積(430 万 ha)×100＝ <u>60.4%</u>

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 農地転用許可申請手続きに要する費用	事前評価時	都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準を追加するに過ぎないことから、農業者が負担することとなる新たな遵守費用は生じない。
	事後評価時	当該許可基準を追加したことによる農業者が負担する新たな遵守費用は生じておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

■行政費用

		算出方法と数値
① 農地転用許可の可否の判断に係る行政費用	事前評価時	転用許可に係る手続きを新たに追加するものではなく、審査の基準を追加するに過ぎないことから、行政費用の増加は軽微である。
	事後評価時	当該許可基準を追加したことにより、増加した審査の事務は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
該当なし	事前評価時	—
	事後評価時	—

■その他の負担

該当なし

3 考察

1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化

本件は、担い手への農地の集積・集約化の取組を更に加速化させるため、農業者の機構に係る事務手続きの簡素化を講じるものである。また、上記のとおり、当該規制に伴う遵守費用及び行政費用として新たな費用は発生していない。

加えて、規制前の H30 年度の担い手への農地集積率は 56.2%であり、規制後の直近 R5 年度は 60.4%と 4.2%増加している。

以上により、本件規制の廃止を継続することが妥当と考えられる。

2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和

農地所有適格法人 21,213 法人（令和 5 年 1 月 1 日現在）のうち、本特例を活用している 13 法人について、個別に聞き取りを行ったところ、役員の兼務により、生産方法や経営ノウハウの円滑な共有によってグループ会社内での技術移転が実現し、農地所有適格法人の生産性が向上する効果などが見られた。

具体的には、販路の拡大や生産技術の向上、生産資材の調達の一元化によるコスト削減などが実現し、生産性が 20% 向上した事例や、法人間で従業員の派遣や転籍による人材の有効活用により経費削減効果（年間約 200 人／日分）が得られた事例があった。このほか、特例を活用した波及効果として、グループファイナンスにより、金融機関に対する信用補完や資金運用の円滑化が図られた事例や、法人間の連携により新規事業の立上げが実現した事例もあった。さらに、新たに認定農業者となり、地域の農業の担い手として成長している事例もあった。

以上により、農地所有適格法人の経営発展や担い手の育成・確保に寄与しており、明らかに便益が大きいものと考えられることから、引き続き本制度を措置することが妥当であると考えられる。

3 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加

担い手への農地の集積率については、1 に記載の通り、規制前の H30 年度の担い手への農地集積率は 56.2% であり、規制後の直近 R5 年度は 60.4% と 4.2% 増加しており、担い手への農地の利用の集積に支障を及ぼす場合に転用許可を認めないとする本規制も、集積率の上昇に一定程度寄与しているものと考えられる。

なお、本規制は、担い手に集積される予定の農地について、担い手への集積が行われず転用されるケースを未然に防ぐ性格のものであることから、定量的にその効果を示すことは困難である。

また、本規制は都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準を追加するに過ぎず、農業者等が負担することとなる新たな遵守費用は生じないほか、転用許可に係る手続を新たに追加するものでもなく行政費用の増加も軽微であることから、規制の導入に伴い発生する費用より、便益の方が大きいものと考えられる。

これらのことから、引き続き、本規制を継続していくことが適当と考えられる。

※ 事前評価時に評価対象であった「農用地利用規程の特例に係る制度の新設」については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号。以下「令和 4 年基盤法改正法」という。）により当該規制が廃止されるとともに、同様の規制が別途新設され、当該新設に係る規制の事前評価を実施したところである。このため、本事後評価書において「農用地利用規程の特例に係る制度の新設」の事後評価は行わず、令和 4 年基盤法改正法の事後評価において同法で新設された規制として評価を実施するものとする。